

国民健康保険料(税)軽減の対象期間について

非自発的失業者(注1)については、
 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、
 失業者の所得のうち給与所得を30/100として国民健康保険料(税)を算定。

※ ただし、再就職して健康保険に加入する場合はその時点まで

H21年4月 H22年4月 H23年4月 H24年4月

| 対象期間 離職日 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 |
|-------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------|-------|-------|
| H20年度以前 | 離職日 H20.4.1~H21.3.30 | 離職日 H21.3.31 | 施行日 H22.4.1 | | |
| H21年度 | 離職日 H21.4.1~ H22.3.30 | 離職日 H22.3.31 | | | |
| H22年度以降 | | 離職日 H22.4.1~ H23.3.30 | | | |

対象期間(注2)は により表わされ、そのうち施行日以降で赤く塗り潰された期間において保険料(税)が軽減される。

(注1)非自発的失業者：雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者。 - 16 -

(注2)対象期間：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。